

## 仕様書

### 1. 案件名称・設置場所・納入期限

案件名称	防犯事業用 防犯カメラ（街頭用）買入
設置場所	大阪市鶴見区内 2 か所（2 台）別紙 1 参照
納入期	令和 8 年 6 月 19 日（金） ※設置日は、上記期限までに別途協議のうえ決定する。
特記事項	1. 受注者は令和 7・8・9 年 大阪市入札参加有資格者名簿に、承認種目（通信用機器）で登録していること。 2. 同等品以上も可能。ただし、同等品とする場合には、質問期間内に指定の方法により申請し、承認の旨の回答をしたものに限る。

### 2. 納品内容及び納品数量

内容	数量	備考
屋外用ハウジング型ダイナイトカメラ	2	撮影装置及び録画機能等、必要な装置を 1 つのハウジング内に収めたものも含む。カメラ・録画機は一体型。同等品以上も可能とする。
SDカード、フラッシュメモリー等の記録メディア（容量 128 GB）	4	入れ替え用を含む

### 3. 参考製品

メーカー	品番
グランアイ	AHD-SD77G
株式会社 ダイワ インダストリ	SD-6462IR
株式会社 ケルク 電子システム	KER-AHD1080C
サンケーシステム 株式会社	SHV-202N 型

### 4. 仕様

#### (1) 防犯カメラ（ハウジング型ダイナイトカメラ）

形状・構造等	レンズ一体型でポールや壁面に取付けできる構造及び重量で、容易に破壊されない構造であり、カメラ設置後の画角調整が可能であること。
--------	---

サイズ	幅 160mm以下、奥行 470mm以下、高さ 120mm以下 重量 3.0Kg 以下
撮像素子	1/3型 インタライン転送方式CCD、COMS又はMOS相当で、鮮明な画像が得られること。
画素数	200万画素以上
水平解像度	アナログ方式の場合のみ。(1,000TV本以上であること)
最低被写体照 逆光補正機能	0.1Lx以下(白黒モード)、0.5Lx以下(カラーモード) 逆光補正を行う機能を有すること。
プライバシー マスク機能	有
防塵・防水性	屋外設置の使用において、暴風雨においても問題なく動作を維持できる防塵及び防水機能を有すること(IEC規格:IP66準拠)

(2) 録画機能 ((1) のカメラと一体のもの)

記録メディア	録画装置内部のSDカード、フラッシュメモリー等の記メディアに保存できること。
記録容量	1,280×720以上の解像度で7日間以上の保存ができること。古いデータは順次上書き録画する機能を有すること。
セキュリティ	パスワード等によるセキュリティを施し、特定者のみが映像を確認できること。(記録メディアにパスワード等のセキュリティを施す方法も可とする)
映像データの取り出し方法	録画装置内の記録メディアを容易に入れ替えることができること。

(3) その他

通知機能	録画サインランプ等によりハウジング外面から、機器異常が確認できること(確認ランプを外付け可視化とする対応も可とする)
ハウジングのセキュリティ	不特定の者が容易にカメラや記録媒体を取り出せない仕様(鍵・特殊ネジ等)になっていること。
復旧機能	停電から復電後に停電前の状態に復旧する機能を有すること。
製品保証	保証期間は設置から1年間とし、1年以内の故障・不具合等があった場合は、受注者が無償で修理または、再設置を行うこと。
付属品等	防犯カメラ本体及びその他すべての付属品の設置に伴って、必然的に必要となる物品(接続部品等)については、本仕様書の記載の有無に関わらず、すべて提供すること。

5. 納入設置

納入場所	別紙のとおり
上記個所の設置が困難な場合及び向きや形状は、別途発注者と協議し、発注者の指示に従って設置すること。	
契約締結後、速やかに納入予定物品の仕様と取り扱い説明書、作業計画を提出し、設置方	

法及びパスワード詳細、各設置場所の詳細な設置方法及び設置時期を発注者と協議のうえ決定すること。
設置にかかる必要な申請費用や道具、消耗品及び運搬費用等も含めて全て受注者の負担とすること。
設置場所（取付指示物）の確保、新規、廃止申請、電源確保、電力引込手続き及び警察署等官公庁への申請、設置等、設置に必要な手続き書類の作成及び申請は受注者が行うこと。
関西電力送配電株式会社の支柱の取付け方法については、発注者が事前に取り付け先と確認すること。
受注者は発注者が指示する設置予定箇所を基に現地確認を行い設置個所の確定することとする。また、設置予定箇所からの映像想定写真をフルカラー印刷で3部提出すること。
機器設置に際して、従業員は統一の腕章または腕章等により、従業員であることが識別できるようにすること。
設置にあたっては諸法令を遵守すること。
技術的問題その他の理由により指定個所への設置が困難である場合には、発注者の指示により、設置個所及び設置施設を変更する。なお、設置個所または設置施設を変更したことによる契約金額の変更を行わない。
取付け後、完了報告書を提出すること。また、取付けた防犯カメラが撮影した画像を紙ベース及び電子データで提出すること。
設置にあたって、諸物品若しくは、建造物等に破損、紛失などの損害を与えた場合や、第三者に損害を与えた場合には、受注者において速やかにその損害の補償・賠償を行うこととし、発注者は一切の責任を負わないこととする。ただし、発注者の責めに帰すべき事由においてはこの限りではない。
本件で納入する防犯カメラは、不特定多数の個人の映像データを記録することが可能であり、そのデータ管理は厳格に行う必要があることをよく認識し、本件履行に際して使用するパスワード等の管理は特に厳重に行うこと。
本件履行に際して得た情報に関しては、機密を保持し一切外部に漏らしてはならない。
納入機器の運搬には、「グリーン配送に係る特記仕様書」に基づいたグリーン配送適合車を用いること。

## 6. その他

仕様書に記載のない事項についても、当然必要と認めらるることについては確認・協議のうえ、適正に実施すること。
契約締結後、速やかに事業担当へ単価の分かる内訳明細書を提出すること。
「暴力団等の排除に関する特記仕様書」を遵守すること。
応札にあたっては本仕様書を十分検討し、疑義のある場合は質問期間内に指定の方法により質問し、その内容を熟知のうえ、応札するものとする。
契約後における仕様書の疑義は、本市解釈のよるものとする。

## 7. 担当

鶴見区役所 市民協働課（市民協働）

住所 大阪市鶴見区横堤5丁目4番19号

（電話番号 06-6915-9158）

取付け先リスト

整理番号	住所	取付け個所
No. 1	鶴見区緑2-4-45	大阪市立みどり小学校内既設ポール
No. 2	鶴見区諸口2-1-17	関西電力柱（モログチ 18E5）

【No. 1】

●：設置場所

→：カメラ向き





## グリーン配送に係る特記仕様書

- 1 本契約に基づき物品等を大阪市に納入する際には、車種規制非適合車以外の自動車である、大阪市グリーン配送適合車（以下「グリーン配送適合車」という。）を使用しなければならない。

注 「車種規制非適合車」とは「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車NO<sub>x</sub>・PM法）」に定める窒素酸化物排出基準又は粒子状物質排出基準に適合しない自動車である。

なお、物品配送業務を他人に委託するときは、受託人の使用する自動車についてグリーン配送適合車の使用を求めること。

- 2 本契約締結後速やかに、本市が別途定める様式により、物品配送業務に使用する自動車がグリーン配送適合車である旨の届出を環境局環境管理部環境規制課あて行うこと。ただし、既に本市に届出済みの自動車を使用する場合又は次の各号に定める自動車を使用する場合はこの限りではない。
  - (1) 大阪府グリーン配送実施要綱に基づく大阪府グリーン配送適合車
  - (2) 神戸市グリーン配送ガイドラインに基づく神戸市グリーン配送適合車
- 3 本市に届出済みのグリーン配送適合車に、グリーン配送適合ステッカーを貼付すること。
- 4 物品等を納入した際に、本市職員が確認のため「グリーン配送適合車届出済証」等の提示を求めた場合には、協力すること。

大阪市グリーン配送に関する問合せ  
大阪市環境局環境管理部環境規制課  
自動車排ガス対策グループ  
電話：06-6615-7965

## 公益通報等にかかる特記仕様書

### (条例の遵守)

第1条 受注者および受注者の職員は、当該業務の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」(平成18年大阪市条例第16号)(以下「条例」という。)第5条に規定する責務を果たさなければならない。

### (公益通報等の報告)

第2条 受注者は、当該業務について、条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を大阪市鶴見区役所総務課(連絡先:06-6915-9625)へ報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を大阪市鶴見区役所総務課(連絡先:06-6915-9625)へ報告しなければならない。

3 発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに大阪市鶴見区役所総務課(連絡先:06-6915-9625)に報告しなければならない。

### (調査の協力)

第3条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

### (公益通報に係る情報の取扱い)

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

### (発注者の解除権)

第5条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

(発注者:大阪市 受注者:事業者)

## 生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方並びに下請負人を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.1 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

### 生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること。  
※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます  
<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること。
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと。
- 画像及び動画の生成 AI サービスを利用する場合は、利用者が生成物を利用する際に他者の著作権を侵害しないよう選別したコンテンツで AI モデルの学習をしているサービスを利用することを原則とする。ただし、当該要件に該当しないサービス又は該当するか不明のサービスを利用する場合は、生成内容が既存著作物との類似性や無許諾での依拠がないことを確認し、かつ、成果物として利用する際は発注者の同意を得ること。
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する。
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する。
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること。
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する。
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する。
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること。
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること。
- 生成・出力された文章は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、加筆・修正のうえで使用すること。
- 生成・出力内容は、上記に定める正確性の確認等を経たうえで、加筆・修正を加えずに利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえで利用すること。
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること。